令和７年度

固定資産税（償却資産）申告の手引

瀬　戸　市

日頃は、瀬戸市の税務行政にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産についても課税の対象となります。

償却資産の所有者は、地方税法第383条（固定資産の申告）及び瀬戸市市税条例第74条の3の規定により、毎年１月１日現在の所有状況を申告することとされています。

つきましては、この手引をよくお読みいただき、申告書をご記入のうえ期限内にご提出ください。

申告書提出期限　令和7年1月31日（金）

(当日消印有効)

令和7年1月17日(金)までの提出にご協力ください。

提　出　書　類	**(1)償却資産申告書(償却資産課税台帳)** **(2)種類別明細書(増減資産・全資産用)**
申告書の提出先 **及び** **問い合わせ先**	**〒489-8701** **愛知県瀬戸市追分町64番地の1** **瀬戸市役所　税務課　家屋償却係** **電話（0561）８８－２５７９**

※申告書の控えが必要な方へ

記入後、ご自身で申告書のコピーを取り、控えとして保管してください。
また、郵送による申告で申告書の控えに税務課の受付印が必要な場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

電子申告をご希望の場合は、地方税ポータルシステム（eLTAX:エルタックス）をご利用いただくことができます。

詳しくはeLTAXホームページ（https://www.eltax.lta.go.jp）をご覧ください。

目　　次

償却資産のあらまし……P3

1 償却資産とは
2 申告の必要な方
3 種類別償却資産の例
4 申告の対象となる資産について
5 国税との主な違い
6 少額資産の取扱いについて
7 太陽光発電設備に係る償却資産について

非課税及び課税標準の特例について……P7

1 非課税となる資産
2 課税標準の特例が適用される資産

固定資産税（償却資産）の賦課について……P8

1 評価額の計算方法
2 課税標準額と固定資産税額
3 免税点

その他……P9

1 事業を廃止した場合
2 減免
3 過年度への遡及について
4 申告をしない場合又は虚偽の申告をした場合
5 実地調査等について
6 国税資料等の閲覧について
7 納税通知書の送付と納期
8 課税台帳の閲覧

償却資産申告書の記入例……P10

種類別明細書の記入例……P12

家屋と償却資産の区分……P14

1 建物附属設備
2 特定の生産用又は業務用の設備の取扱い
3 賃借人（テナント）が施工した内装等
4 賃貸用のアパートや駐車場

償却資産のあらまし

1 償却資産とは

固定資産税が課税される償却資産とは、土地及び家屋以外の資産で**事業の用に供することができる資産**(鉱業権、特許権、営業権その他の無形減価償却資産を除く。）のうち、**減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの**をいいます。

2 申告の必要な方

令和７年１月１日（賦課期日）現在、償却資産を本市内に所有している**法人又は個人事業者等**

3 種類別償却資産の例

資産の種類		細目（例）
(1) 構築物	構築物	門、塀、構内塗装、駐車場舗装路面、貯水池、屋外排水溝、側溝、独立キャノピー、広告設備、庭園、緑化施設、花壇、その他土地に定着した土木設備等
	建物附属設備	受・変電設備、予備電源設備、自家発電設備、蓄電池電源設備、屋外給排水設備、ガス引き込み設備、広告設備（建物に付合するもの）、可動間仕切り、日除け設備、中央監視装置、屋外受水槽、浄化槽、貯水槽、生産業（製造・加工・修理等）の工程上必要な設備、建物から独立した設備（スポットライト、外灯等）、建物の所有者以外の者が施工した内部造作等
(2) 機械及び装置		窯業機械、化学機械、建設機械、印刷機械、工作木工機械、電気機械その他物品の製造、加工、修理に使用する機械及び装置、太陽光発電設備等
(3) 船舶		一般船舶、ヨット、ボート、モーターボート等
(4) 航空機		飛行機、ヘリコプター、グライダー等
(5) 車両及び運搬具		ロード・ローラ、ショベル・ローダ等の道路運送車両法上の大型特殊自動車、荷車等（ただし、公道走行の有無に関わらず、自動車税・軽自動車税の対象となるものは除く。）
(6) 工具・器具及び備品		切削工具、測定工具、机、椅子、応接セット、ロッカー、金庫、陳列ケース、計算機、冷蔵庫、テレビ、ルームクーラー、レジスター、自動販売機、パソコン、広告設備(簡易なもの)等

※建物附属設備の中で、特定の生産又は業務用の設備（工場内で製造用機械を動かすための動力配線設備、精密機械工場内の空調設備や集塵設備等）、貸店舗の賃借人が施工した設備、賃貸用アパート等の設備については償却資産として扱われるものがありますので、申告もれのないようご注意ください(P.14参照)。

4 申告の対象となる資産について

《次の資産は事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります》

（1） 償却済資産

法定耐用年数を経過し、減価償却を終えた資産。

（2） 簿外資産

会社の帳簿に記録されていない資産。

（3） 減価償却を行っていない資産

赤字決算のため減価償却を行っていないもので、本来減価償却が可能な資産。

（4） 遊休資産及び未稼働資産

一時的に活動を停止しているものや、既に完成しているが未稼働の資産。

（5） 建設仮勘定として経理されている資産

企業会計上、建設仮勘定として経理されているもので、1月1日現在において完成した部分を稼働させている資産。

《次の資産は申告にあたり注意が必要です》

（1） 資本的支出としての改良費等

改良費、修理費等のうち、単に修繕費として経理するものについては、償却資産に該当しませんが、資本的支出として資産に計上した場合は、申告の対象となります。

この場合、本体部と区分して、それぞれの改良部分ごとに申告してください。

（2） 割賦販売により購入した資産

割賦で購入し割賦が終わっていないものでも、既に事業の用に供している資産は、申告の対象となります。この場合、売主が所有権を留保している場合でも買主が申告をしてください。なお、借用資産（リース資産）で契約の内容が割賦販売と同等である資産は借主の申告対象の資産となります。

（3） 貸付資産

資産の所有者が事業を行う他の者に貸付けている資産は申告の対象となります。この場合、所有者（貸付人）が申告してください。所有者（貸付人）が貸付を業としている場合は、貸付先で事業用・非事業用にかかわらず申告が必要です。

（4） 清算中の法人の所有する資産

清算中の法人で、清算事務のために使用し、あるいは他の事業者に貸し付けている資産は対象となります。

（5） 装飾目的にのみ使用されている書画骨とう等

書画骨とうのように、時の経過によりその価値が減少しない資産は償却資産に該当しませんが、複製のようなもので、単に装飾目的にのみ使用されているものは対象となります。

（6） 観賞用、興行用の牛、馬、果樹、その他の生物

法人税法施行令第13条（減価償却資産の範囲）第９号又は所得税法施行令第６条（減価償却資産の範囲）第９号に掲げる牛、馬、果樹、その他の生物は償却資産に該当しませんが、器具又は備品に該当する観賞用、興行用その他これらに準ずる用に供する生物は対象となります。

（7） 建物附属設備

建物附属設備は、家屋の評価に含めないものが償却資産の申告対象となります (P.15参照)。

5 国税との主な違い

項　　目	固定資産税（償却資産）の取扱い	国税（所得税・法人税）の取扱い
償却計算の期間	暦年（賦課期日　１月１日）	事業年度
減価償却の方法	評価基準上の定率法 （国税上の旧定率法）	定率法・定額法の選択制 ※1
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳の制度 ※2	認められません	認められます
特別償却・割増償却	認められません	認められます
増加償却 ※3	認められます	認められます（所得税・法人税）
評価額の最低限度	取得価額の100分の５	１円（備忘価額）

※1　平成10年4月1日以降取得の建物、平成28年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物を除きます。

※2　圧縮記帳の制度は固定資産税（償却資産）では認められませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額を圧縮したものについては圧縮前の取得価額としてください。

※3　所得税法もしくは法人税法の規定による増加償却が認められた資産は、償却資産についても増加償却が適用されますので、税務署長への届出書の写しを提出してください。

6 少額資産の取扱いについて

原則として、次の①、②及び③の償却資産は、課税の対象になりません。

① 耐用年数が１年未満の償却資産又は取得価額が10万円未満の償却資産のうち、取得価額の全部が法人税法もしくは所得税法の規定により、一時に損金・経費算入されたもの。

② 取得価額が20万円未満の償却資産のうち、法人税法もしくは所得税法の規定により、３年で一括して償却を行うもの。

③ 法人税法もしくは所得税法に規定するリース（売買扱いとするファイナンスリース）資産で、取得価額が20万円未満のもの。

ただし、①と②に該当しても、本来の耐用年数を用いて減価償却を行うものは課税の対象となります。また、租税特別措置法による中小企業者の少額減価償却資産の特例（取得価額30万円未満）が適用される償却資産も、固定資産税においては課税対象となりますので、申告が必要です。

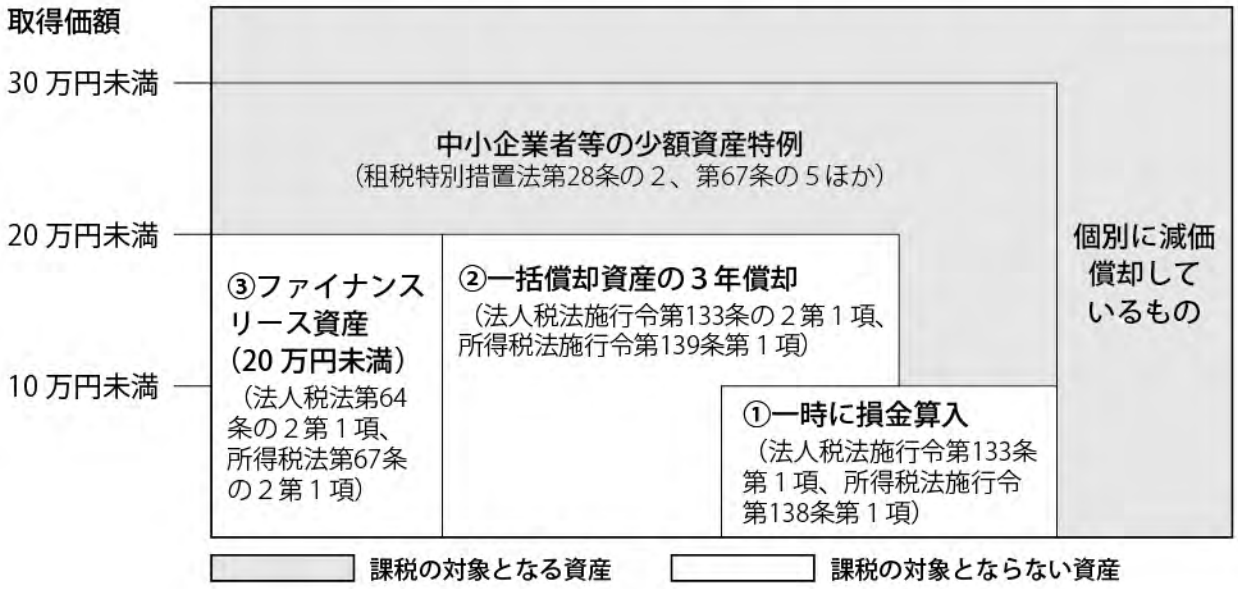

7 太陽光発電設備に係る償却資産について

法人や個人事業主の方が所有している設備、個人の方が売電を目的として所有している設備は、「事業の用に供するもの」として固定資産税の課税対象となりますので申告が必要です。

対象となる太陽光発電設備：太陽光パネル（屋根材一体型ソーラーパネルは家屋の評価に含まれるため除く）、架台、送電設備、電力量計、パワーコンディショナー　等

	自家消費を目的とする設備	売電を目的とする設備
個人（住宅用）	**課税対象外** 個人利用を主な目的とした資産であるため、事業用資産に該当しません。	**課税対象** 収益を得ることを目的としているため、事業用資産に該当します。
個人事業主 法人	**課税対象** 本来の事業の付随業務であるため、事業用資産に該当します。※１	**課税対象** 収益を得ることを目的としているため、事業用資産に該当します。

※１　賃貸住宅の屋根に設置したものは、発電した電力を入居者がすべて利用していても、不動産賃貸業の業務の一部として取り扱うため課税対象です。

非課税及び課税標準の特例について

1　非課税となる資産

地方税法第348条及び同法附則第14条に規定する一定の要件を備える償却資産については、固定資産税が課税されません。

2　課税標準の特例が適用される資産

地方税法第349条の3（第1～33項）、同法附則第15条（第1～45項）、同法附則第15条の2（第1、2項）、同法附則第15条の3に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。該当の資産がある場合、種類別明細書（増減資産・全資産用）の摘要欄にその適用条項及び「特例資産」と記入の上、特例の内容を証する書類を添付し、「固定資産税（償却資産）課税標準特例適用申請書」を提出してください（申請書は、瀬戸市ホームページからダウンロードできます。）。

主な特例

●再生可能エネルギー発電設備

適用条項　地方税法附則第15条第25項

対　　象　太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス発電設備

添付書類　「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金」の交付が確定したことがわかる書類

注　　意　新規取得資産として申告される場合は、取得時期と設備の種類により特例の適用内容が変わりますのでお問い合わせください。

●先端設備等導入計画に基づき取得した資産

適用条項　地方税法附則第15条第44項

対　　象

中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計画に基づき取得した生産性向上に資する一定の機械・装置等のうち、令和５年４月１日から令和７年３月３１日までに取得したものであって、

・従業員の賃上げ方針を表明していない
　課税標準を３年間１/２に軽減
・従業員の賃上げ方針を表明している
　令和５年４月１日から令和６年３月３１日までに取得した資産は課税標準を５年間１/３に軽減
　令和６年４月１日から令和７年３月３１日までに取得した資産は課税標準を４年間１/３に軽減

添付書類

・先端設備等導入計画に係る認定申請書の写し
・瀬戸市長の認定を受けた先端設備等導入計画に係る認定書の写し
・当該設備に係る認定経営革新等支援機関からの確認書の写し
・従業員の賃上げ方針を表明したことを証する書面の写し（従業員の賃上げ方針を表明している場合）
・リース契約書の写し（リース取引の場合）
・固定資産税軽減額計画書の写し（リース取引の場合）

注　　意

最低取得価格は機械及び装置160万円、工具、器具及び備品30万円、建物附属設備60万円です。

固定資産税(償却資産)の賦課について

1 評価額の計算方法

償却資産の評価額は、資産の取得時期、取得価額及び耐用年数をもとにして、次の計算式により算出します。

○ 前年中に取得の資産　　評価額 ＝ 取得価額 × 減価残存率

○ 前年前に取得の資産　　評価額 ＝ 前年度の評価額 × 減価残存率

※算出した評価額が取得価額の５％を下回る場合は、取得価額の５％の額が評価額となります。

〈計算例〉 取得年：令和６年
取得価額：2,000,000円
評価額の最低限度：取得価額の５％（100,000円）
耐用年数：3年
評価額の推移：令和７年度＝ 2,000,000円×0.732＝1,464,000円
８年度＝ 1,464,000円×0.464＝ 679,296円
９年度＝ 679,296円×0.464＝ 315,193円
１０年度＝ 315,193円×0.464＝ 146,249円
１１年度＝ 146,249円×0.464＝ 64,859円←― 100,000円を下回るため、令和11年度以降は100,000円

耐用年数と減価残存率

耐用年数	耐用年数に応ずる減価率 r	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる減価率 r	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる減価率 r	減価残存率	
		前年中取得のもの A	前年前取得のもの B			前年中取得のもの A	前年前取得のもの B			前年中取得のもの A	前年前取得のもの B
2	0.684	0.658	0.316	14	0.152	0.924	0.848	26	0.085	0.957	0.915
3	0.536	0.732	0.464	15	0.142	0.929	0.858	27	0.082	0.959	0.918
4	0.438	0.781	0.562	16	0.134	0.933	0.866	28	0.079	0.960	0.921
5	0.369	0.815	0.631	17	0.127	0.936	0.873	29	0.076	0.962	0.924
6	0.319	0.840	0.681	18	0.120	0.940	0.880	30	0.074	0.963	0.926
7	0.280	0.860	0.720	19	0.114	0.943	0.886	31	0.072	0.964	0.928
8	0.250	0.875	0.750	20	0.109	0.945	0.891	32	0.069	0.965	0.931
9	0.226	0.887	0.774	21	0.104	0.948	0.896	33	0.067	0.966	0.933
10	0.206	0.897	0.794	22	0.099	0.950	0.901	34	0.066	0.967	0.934
11	0.189	0.905	0.811	23	0.095	0.952	0.905	35	0.064	0.968	0.936
12	0.175	0.912	0.825	24	0.092	0.954	0.908	36	0.062	0.969	0.938
13	0.162	0.919	0.838	25	0.088	0.956	0.912	37	0.060	0.970	0.940

※減価残存率　A＝1－r／2
B＝1－r

2 課税標準額と固定資産税額

計算した評価額の合計を課税標準額として、次の計算式により固定資産税額を算出します。

固定資産税額 ＝ 課税標準額（評価額の合計） × 税率（1.4/100）
（百円未満切り捨て）　　（千円未満切り捨て）

3 免税点

課税標準額が 150 万円に満たない場合（免税点）は、課税はされません。ただし、その場合でも申告は必要となります。

そ　の　他

1 事業を廃止した場合

令和６年12月末日までに、瀬戸市内のすべての事業を廃止した場合は、償却資産申告書の18備考に「廃業」及び「廃業年月日」を記入して提出してください。

2 減免

償却資産が、火災、風水害、震災等で被害を受けたときなど、瀬戸市市税条例等で定める要件を満たす場合には、申請により減免を受けることができます。

3 過年度への遡及について

申告もれ等の場合の課税については、申告された年度だけでなく資産を取得した翌年度まで遡及して課税します。ただし、地方税法第17条の5の規定により、最大５年を限度とします。

4 申告をしない場合又は虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告しない場合は、地方税法第386条及び瀬戸市市税条例75条の規定により過料を科されることがあるほか、地方税法第368条の規定により延滞金を加えて不足額を追徴されることがあります。また、虚偽の申告をした場合は、地方税法第385条の規定により懲役又は罰金に処せられることがあります。

5 実地調査等について

申告受理後、減価償却資産明細書（固定資産台帳）の写しの提出依頼や、地方税法第353条の規定に基づき実地調査に伺うことがありますので、その節はご協力をお願いします。

また、調査等の結果により、その年度だけでなく５年を限度として過去にさかのぼって課税されることがあります。

6 国税資料等の閲覧について

瀬戸市では地方税法第354条の2の規定により、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行っています。閲覧した書類の内容と、瀬戸市への申告内容に差異が見受けられた場合は、実地調査を含め個別に確認させていただきますのでご協力をお願いします。なお、調査の結果により賦課決定を行う場合もありますのであらかじめご了承ください。

7 納税通知書の送付と納期

納税通知書は４月中旬に送付します。

納期は、１期（５月）・２期（８月）・３期（１月）・４期（３月）の４回です。

償却資産のみを所有している方で免税点未満の場合、納税通知書は送付していません。

ただし、償却資産が免税点未満であっても、土地・家屋が課税対象であれば、納税通知書に償却資産の課税標準額を記載しています。

申告期限後に提出された場合は、納期の第２期（８月）以降で課税することがありますのでご注意ください。

8 課税台帳の閲覧

決定された償却資産評価額は、償却資産課税台帳に登録し、税務課において償却資産所有者の閲覧に供します。

償却資産申告書の記入例

「所有者」

(1) 前年度申告された方

打ち出されている住所、氏名、電話番号及び屋号等に変更又は誤りがあれば余白に訂正してください。

(2) 新たに申告される方

個人の場合は所有者の住所、氏名、電話番号及び屋号を記入してください。

法人の場合は本店所在地、経理担当事業所在地、電話番号、名称及び代表者氏名を記入してください。

なお、氏名には「ふりがな」を付けてください。

「年度」

新たに申告される方は、“７”と記入してください。

「取得価額」

(1) 前年度申告された方

(イ) 前年度の申告実績が打ち出してあります。

(ロ) 前年中に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。

(ハ) 前年中に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。

(ニ) (イ)－(ロ)＋(ハ)によって算出された取得価額の合計額を記入してください。

(2) 新たに申告される方

(ハ) 前年中に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。

(ニ) (イ)－(ロ)＋(ハ)によって算出した取得価額の合計額を記入してください。

令和７年

償却資産申告書

受付印

令和 7年 1月 17日

瀬戸市長殿

所有者

1 住所（又は納税通知書送付先）

489-8701
愛知県瀬戸市追分町６４番地の１
（電話 0561－82－1111 ）

2 氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）

株式会社 瀬戸
代表取締役 瀬戸一郎

（屋号 セト屋 ）

資産の種類		取得価額 前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの
1	構築物	5,700,000		
2	機械及び装置	8,350,000	200,000	3,30
3	船舶			
4	航空機			
5	車両及び運搬具			
6	工具、器具及び備品	940,000	200,000	70
7	合計	14,990,000	400,000	4,00

資産の種類		評価額 (ホ)	※ 決定価
1	構築物		
2	機械及び装置		
3	船舶		
4	航空機		
5	車両及び運搬具		
6	工具、器具及び備品		
7	合計		

記入する必要はありません。
※ 電算処理により、全資産申告
(ホ)(ヘ)(ト)すべての欄に記入

※ 電算打ち出しで記入されている方は、その内容に誤正しくなおしてください。

※ 独自の申告書を使用する場合、本市の申告書に印字より送付の申告書を白紙のまま添付してください。

3「個人番号又は法人番号」
　個人事業主の方は個人番号を、法人の方は法人番号を記入してください。
　個人番号を記入する場合には、左側を１文字空けて記入してください。

4「事業種目（資本金等の額)」
　事業種目を具体的に記入してください。
また、法人の場合は、資本金又は出資金等の額を記入してください。

5「事業開始年月」
　個人の場合は事業を開始した年月を、法人の場合は設立年月を記入してください。

6「この申告に応答する者の係及び氏名」
　この申告内容に直接応答できる方の係名、氏名及び電話番号を記入してください。

7「税理士等の氏名」
　経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記入してください。

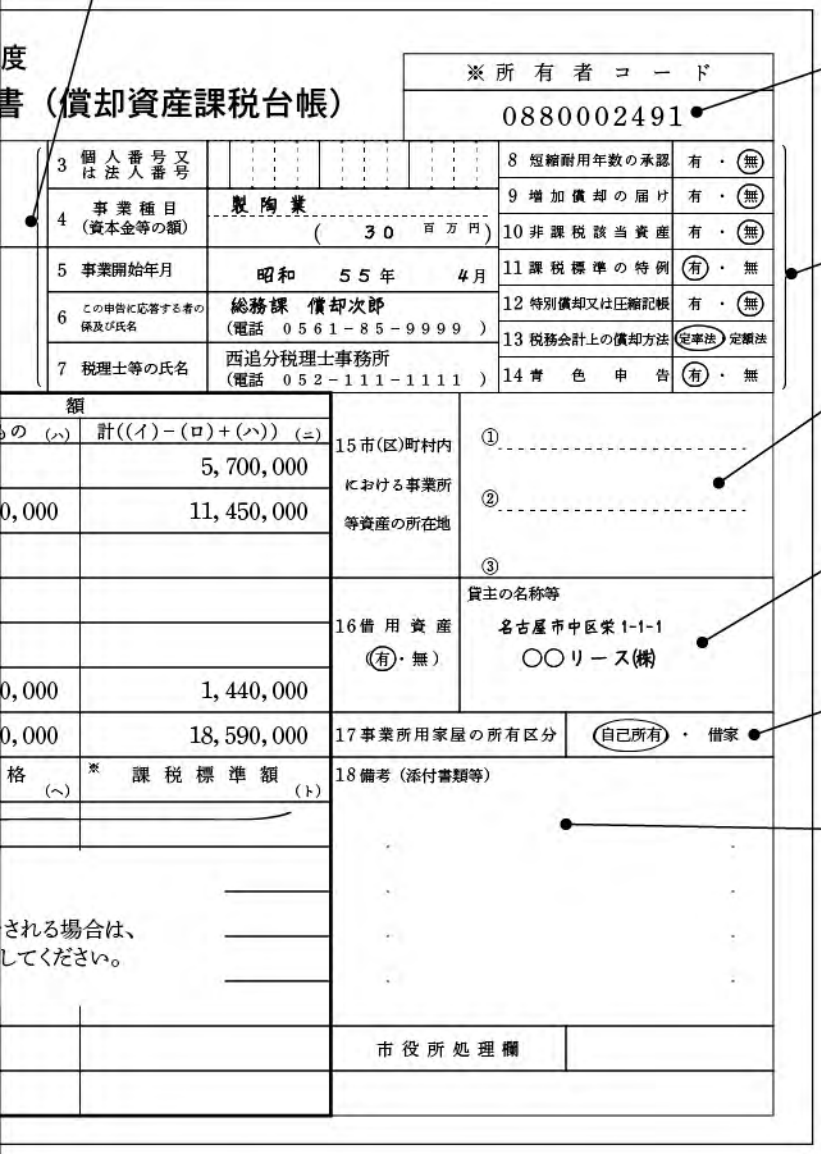

度
書（償却資産課税台帳）

※所有者コード
0880002491

3 個人番号又は法人番号		8 短縮耐用年数の承認	有・(無)
4 事業種目（資本金等の額）	製陶業 （30 百万円）	9 増加償却の届け	有・(無)
		10 非課税該当資産	有・(無)
5 事業開始年月	昭和 55年 4月	11 課税標準の特例	(有)・無
6 この申告に応答する者の係及び氏名	総務課 償却次郎 （電話 0561−85−9999）	12 特別償却又は圧縮記帳	有・(無)
		13 税務会計上の償却方法	(定率法) 定額法
7 税理士等の氏名	西追分税理士事務所 （電話 052−111−1111）	14 青色申告	(有)・無

額	
の (ハ)	計((イ)−(ロ)+(ハ)) (ニ)
	5,700,000
0,000	11,450,000
0,000	1,440,000
0,000	18,590,000
格 (ヘ)	※ 課税標準額 (ト)

15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地 ①
②
③

16 借用資産 (有)・無
貸主の名称等
名古屋市中区栄1-1-1
○○リース㈱

17 事業所用家屋の所有区分 (自己所有)・借家

18 備考（添付書類等）

市役所処理欄

「所有者コード」
　新たに申告される方は、記入する必要はありません。

8～14
　該当する方を○で囲んでください。

15「資産の所在地」
　市内で実際に資産のある所在地を記入してください。

16「借用資産」
　借用資産の有無について該当する方を○で囲み、借用資産がある場合には貸主の住所、氏名等を記入してください。

17「事業所用家屋の所有区分」
　該当する方を○で囲んでください。

18「備考（添付書類等）」
- 資産の増減がない場合、「増減なし」と記入してください。
- 課税標準の特例が適用される資産がある場合、その旨を記入し、特例適用申請書を添付してください。
- 事業を廃止した場合、「廃業」及び「廃業年月日」を記入してください。
- 法人成り（個人経営から法人化）した場合、「法人名称」及び「法人成りした年月日」を記入してください。
- 種類別明細書の耐用年数を修正した場合、「耐用年数修正」と記入してください。

りがないかチェックしてください。誤っている場合は、

されている所有者コードを記入していただくか、本市

種類別明細書の記入例

前年度に申告された方は、同封のこの明細書に令和６年１月２日から令和７年１月１日までの間に取得又は減少した資産を記入してください。

本年度新たに申告される方は、令和７年１月１日現在の全資産を記入してください。

※　文字、数字等はわかりやすくはっきりと記入してください。(20字以内)

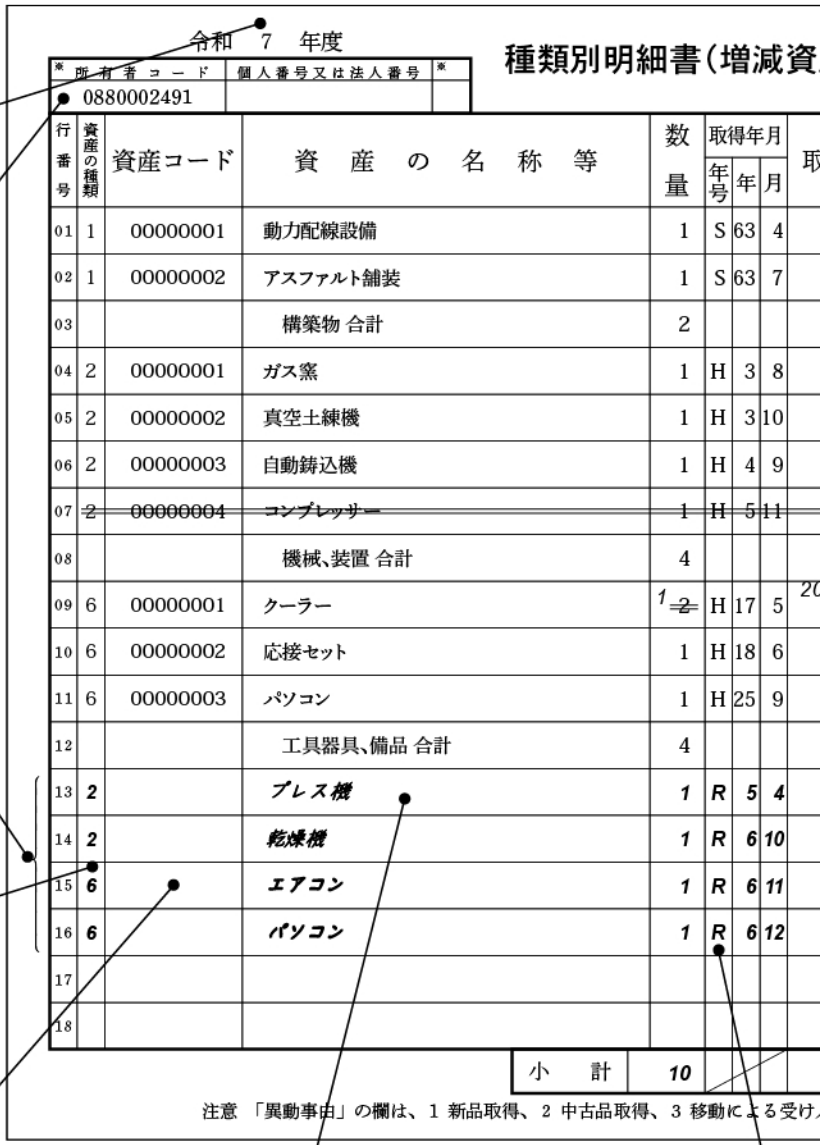

令和　7　年度

種類別明細書(増減資

※ 所有者コード	個人番号又は法人番号	※
0880002491		

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月 年号	年	月	取
01	1	00000001	動力配線設備	1	S	63	4	
02	1	00000002	アスファルト舗装	1	S	63	7	
03			構築物 合計	2				
04	2	00000001	ガス窯	1	H	3	8	
05	2	00000002	真空土練機	1	H	3	10	
06	2	00000003	自動鋳込機	1	H	4	9	
07	~~2~~	~~00000004~~	~~コンプレッサー~~	~~1~~	~~H~~	~~5~~	~~11~~	
08			機械､装置 合計	4				
09	6	00000001	クーラー	1 ~~2~~	H	17	5	20
10	6	00000002	応接セット	1	H	18	6	
11	6	00000003	パソコン	1	H	25	9	
12			工具器具､備品 合計	4				
13	2		プレス機	1	R	5	4	
14	2		乾燥機	1	R	6	10	
15	6		エアコン	1	R	6	11	
16	6		パソコン	1	R	6	12	
17								
18								
			小　計	10				

注意　「異動事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受け

「年度」
新たに申告される方は“７”と記入してください。

「所有者コード」
新たに申告される方は、記入する必要はありません。

「資産が増加した場合」
明細書の余白に、印字の例にならい記入してください。

「資産の種類」
数字で記入してください。

1　構　築　物
2　機械及び装置
3　船　舶
4　航　空　機
5　車両及び運搬具
6　工具･器具及び備品

「資産コード」
記入する必要はありません。

「資産の名称等」
資産の名称及び規格等を、記入してください。

「取得年月」
資産を実際
入してくださ
年号はアル
で記入してく
昭　和…
平　成…
令　和…

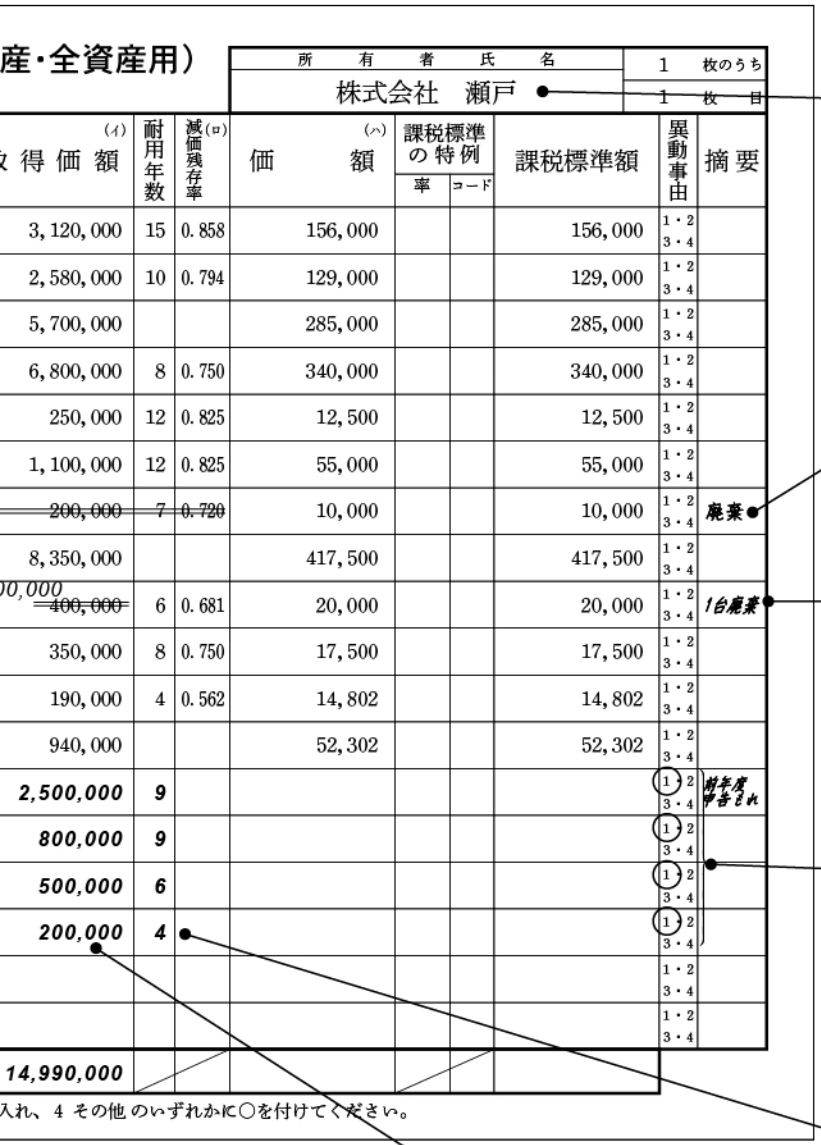

産・全資産用）

所有者氏名	1 枚のうち 1 枚目
株式会社　瀬戸	

取得価額 (イ)	耐用年数	減価残存率 (ロ)	価額 (ハ)	課税標準の特例 率	課税標準の特例 コード	課税標準額	異動事由	摘要
3,120,000	15	0.858	156,000			156,000	1・2 3・4	
2,580,000	10	0.794	129,000			129,000	1・2 3・4	
5,700,000			285,000			285,000	1・2 3・4	
6,800,000	8	0.750	340,000			340,000	1・2 3・4	
250,000	12	0.825	12,500			12,500	1・2 3・4	
1,100,000	12	0.825	55,000			55,000	1・2 3・4	
~~200,000~~	~~7~~	~~0.720~~	10,000			10,000	1・2 3・4	廃棄
8,350,000			417,500			417,500	1・2 3・4	
00,000 ~~400,000~~	6	0.681	20,000			20,000	1・2 3・4	1台廃棄
350,000	8	0.750	17,500			17,500	1・2 3・4	
190,000	4	0.562	14,802			14,802	1・2 3・4	
940,000			52,302			52,302	1・2 3・4	
2,500,000	9						(1)・2 3・4	前年度申告もれ
800,000	9						(1)・2 3・4	
500,000	6						(1)・2 3・4	
200,000	4						(1)・2 3・4	
							1・2 3・4	
							1・2 3・4	
14,990,000								

入れ、4 その他 のいずれかに○を付けてください。

「所有者名」
　新たに申告される方は、氏名又は名称を記入してください。
　また、ページ数も記入してください。

「資産が減少した場合」
　明細書に印字されている該当の資産を二重線で抹消してください。

「資産の一部が減少した場合」
　修正箇所を二重線で抹消し、修正後の数量および取得価額を記入してください。

「増加事由」
　1　新品取得
　2　中古品取得
　3　移動による受け入れ
　4　その他
　いずれかに○印をつけてください。

に取得した年月を記
い。
ファベット又は数字
ださい。
…… S　又は　3
…… H　又は　4
…… R　又は　5

「取得価額」
　資産を取得するために要した額（引取運賃、荷役費、運搬保険料、購入手数料、据付賃等を含む。）を記入してください。
　なお、圧縮記帳を行っている場合は、圧縮記帳を行う前の額を記入してください。

「耐用年数」
　減価償却資産の耐用年数等に関する省令により該当する年数を記入してください。

家屋と償却資産の区分

1　建物附属設備

建物附属設備は、固定資産税の取扱い上、次の区分により家屋と償却資産とに分離して課税されます。

償却資産とするもの……事業の用に供するもので単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの、又は独立した機器としての性格の強いもの

家屋とするもの……家屋の所有者が所有し、家屋と構造上一体となって家屋の効用を全うする電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備、消火設備、空調設備、塵芥処理設備等

※ただし、家屋を借りて事業をされている方が、これらの設備をその事業の用に供するために取り付けた場合は、原則として償却資産になり、設備の所有者に課税されます。

2　特定の生産用又は業務用の設備の取扱い

次のような資産は、償却資産として課税されます。

ア　特定の生産用の設備

・工場における機械の動力源としてのボイラー、動力配線、発電設備、変電設備

・工場内の空調設備及び集塵設備

イ　特定の業務用の設備

・工場等の生産ライン用リフト及びベルトコンベアー設備

・冷凍・冷蔵倉庫、冷蔵設備（配管を含み、断熱材及び防熱ドアーを除く。）

・ホテル、旅館、飲食店、病院等における顧客の求めに応じて飲食物を調理するための厨房設備又は衣類の洗濯をする洗濯設備等のサービス設備

3　賃借人（テナント）が施工した内装等

賃貸ビル等を借り受けて事業をされている方（テナント）が、その事業の用に供するために施工した内外装、建物附属設備（電気・ガス・給排水・衛生設備等）は、賃借人が償却資産として申告することとなります（地方税法第343条第10項、瀬戸市市税条例第54条第7項）。

4　賃貸用のアパートや駐車場

賃貸用のアパートや駐車場を所有されている方は、土地・家屋の固定資産税とは別に、償却資産について固定資産税が課税されることになります。

主にルームエアコン、外灯、フェンス、自転車置き場、郵便受け、門、アスファルト舗装、屋外給排水設備、ごみ置き場、緑化設備などが償却資産にあたります。

建物附属設備の家屋と償却資産の区分表

設備等が家屋と付合する場合、家屋と償却資産を区分し、償却資産を申告してください。参考として主なものを以下に例示します。

番号	設備等の内容	家屋と建物附属設備等の所有者			
		同じ場合		異なる場合	
		家屋として評価	償却資産として評価	家屋として評価	償却資産として評価
1	工場等の機械の動力源である電気設備		○		○
2	冷凍倉庫における冷凍設備		○		○
3	ビル等における受変電設備、発電設備、蓄電池設備		○		○
4	中央監視制御装置、電話交換機		○		○
5	ルームクーラー、パッケージエアコン（家屋と構造上一体であるものを除く。）		○		○
6	広告設備（建物に付合するもの）、スポットライト		○		○
7	家屋から独立した給水塔・煙突、屋外に埋設されたガス・水道等の配管		○		○
8	電気設備（1、3、4に該当するものを除く。）	○			○
9	給排水、衛生設備及びガス設備（7に該当する場合を除く。）	○			○
10	冷房、暖房、通風設備(5に該当するものを除く。)、ボイラー設備（工場等の生産設備であるボイラー等を除く。）	○			○
11	昇降機設備	○			○
12	消火、排煙、火災報知設備	○			○
13	エアカーテン又はドア自動開閉設備	○			○
14	床、壁、天井等の仕上げ	○			○

※　上記表、「家屋として評価」に○がついている設備等について、償却資産としても申告され、重複して課税されるケースがあるため、よく確認をして申告してください。

提出前に次の確認をお願いします。

チェック

- □ 申告書に電話番号は記入されていますか？
- □ 申告書に資産の所在地は記入されていますか？
- □ 増加資産の耐用年数は記入されていますか？
- □ 所有者コードをご確認ください（新たに申告される方は不要）。

※特例の対象資産をお持ちの場合は同時に特例適用申請書等の提出をお願いします（P.7参照）。

納税は口座振替で　手続きは簡単、納税に便利です。

うっかりして納め忘れたことはありませんか？
納税は、安心・安全で便利な口座振替制度をご利用ください。

くわしくは……　**税務課 収納係へ**
☎（0561）88−2572

〒489−8701
瀬戸市追分町 64 番地の1

瀬戸市役所　税務課
家屋償却係　償却資産担当　行

申告書送付の際、切り取って
封筒に貼り付けてご利用ください。

《再生紙を使用しています。》